吸収分割に係る事前開示書面

（会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に定める書面）

2021 年 5 月 17 日

株式会社東京エネシス

2021 年 5 月 17 日

吸収分割に係る事前開示事項

東京都中央区日本橋茅場町一丁目 3 番 1 号
株 式 会 社 東 京 エ ネ シ ス
代表取締役社長　社長執行役員　熊谷　努

当社は、株式会社日立プラントコンストラクション（以下「分割会社」といいます。）との間で、2021 年 5 月 17 日付にて締結した吸収分割契約の定めるところにより、2021 年 7 月 1 日を効力発生日（以下「本効力発生日」といいます。）として、分割会社の火力発電関連事業の一部（以下「承継事業」といいます。）を当社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことといたしました。

本吸収分割に関する会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に定める事項は以下のとおりです。

なお、本吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項に定める簡易分割となります。

1. 吸収分割契約の内容（会社法第 794 条第 1 項）
   別紙 1 のとおりです。

2. 本件吸収分割の対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 192 条第 1 号）
   当社は、本吸収分割に際して、吸収分割契約に従い、分割会社に対して、本件吸収分割の対価として、吸収分割契約第 5 条に基づき算定される金銭を交付することといたしました。これは、第三者算定機関による算定結果、承継事業の状況及び当社との統合効果を反映した将来の見通し等を総合的に勘案し、分割会社及び当社間における協議を経て決定されたものであり、相当であると判断しております。

3. 分割会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 192 条第 4 号）
   (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容
   別紙 2 のとおりです。
   (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
   該当事項はありません。
   (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
   2021 年 4 月 18 日、分割会社が施工した台湾都市鉄道の鉄道ケーブルに地絡事

故が発生したことにより、最大 150 百万円程度の追加債務を負担する可能性があります。なお、上記追加債務は、承継事業に関連しないため、当社に承継されるものではありません。

4. 当社（承継会社）についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 192 条第 6 号）
最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
該当事項はありません。

5. 債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 192 条第 7 号）
当社の最終事業年度の末日（2020 年 3 月 31 日）現在の貸借対照表における資産の額は 82,248 百万円、負債の額は 22,453 百万円です。当社の最終事業年度の末日から現在に至るまでに資産及び負債の額に生じた変動、さらに本効力発生日までに予測される資産及び負債の額の変動を考慮しても、本効力発生日以後において、当社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれます。
また、本効力発生日までの間における上記の見込みに重大な支障を及ぼすような事態の発生や、本効力発生日以降に当社による債務の履行に重大な支障を来すような大幅な減収、継続的な損失等の発生は、現時点では予想されておりません。
以上より、本効力発生日以降における当社の負担する債務について、履行の見込みに問題はないものと判断しております。

以　上

別紙 1（吸収分割契約書の写し）

吸　収　分　割　契　約　書

令　和　3　年　5　月　1　7　日

株式会社日立プラントコンストラクション
株　式　会　社　東　京　エ　ネ　シ　ス

収入印紙
5号文書
40,000円

吸収分割契約書

株式会社日立プラントコンストラクション（以下「ＨＰＣ」という。）及び株式会社東京エネシス（以下「ＴＥＳ」という。）は、ＨＰＣが営む分割事業に関して有する権利義務を、ＴＥＳに承継させるための吸収分割（以下「本件分割」という。）に関して、以下のとおり吸収分割契約を締結するものとする。

（当事会社及び会社分割の方法）

第１条　ＨＰＣ及びＴＥＳは、ＨＰＣを吸収分割会社、ＴＥＳを吸収分割承継会社とする吸収分割を行う。

２．本件分割に係る吸収分割会社であるＨＰＣと吸収分割承継会社であるＴＥＳの商号及び住所は、次のとおりである。

（１）吸収分割会社（ＨＰＣ）

商号　株式会社日立プラントコンストラクション

住所　東京都豊島区東池袋三丁目１番３号

（２）吸収分割承継会社（ＴＥＳ）

商号　株式会社東京エネシス

住所　東京都中央区日本橋茅場町一丁目３番１号

（分割事業の定義）

第２条　本契約において「分割事業」とは、本契約添付別紙イ記載の対象事業をいう。

（ＴＥＳが本件分割により承継する資産、負債その他の権利義務）

第３条　本件分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）において、ＴＥＳは、ＨＰＣから、本契約添付別紙ロ「承継対象権利義務明細表」に記載のＨＰＣの資産、知的財産権等、債権債務及び契約上の地位に関する一切の権利義務を承継する。

（債務引受）

第４条　ＴＥＳが本件分割においてＨＰＣから承継する債務については、全てＴＥＳが免責的債務引受の方法により引受け、ＨＰＣは、効力発生日以降、ＴＥＳが本件分割により承継する一切の債務について弁済又は履行の責めを免れる。

（本件分割の対価）

第５条　ＴＥＳは、第３条に規定する、ＨＰＣから承継する権利義務の対価として、ＨＰＣに対し、金銭を支払うものとする。

２．ＴＥＳは、前項の対価として、金２，３００，０００，０００円を支払うものとする。ただし、効力発生日における分割事業に係る貸借対照表に記載の純資産額に応じ、別紙ハに規定す

る方法により、対価の金額を調整するものとする。
3．ＴＥＳは、本条第１項の対価を、効力発生日に、ＨＰＣが指定する金融機関の口座に振り込む方法により、ＨＰＣに支払うものとする。

（効力発生日）
第６条　本件分割の効力発生日は、令和３年７月１日とする。ただし、本件分割の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、ＨＰＣ及びＴＥＳは、協議の上、これを変更することができる。

（分割承認総会）
第７条　ＨＰＣは、会社法第７８４条第２項の規定に基づき、同法第７８３条第１項の株主総会の承認を得ずに本件分割を行う。
2．ＴＥＳは、会社法第７９６条第２項の規定に基づき、同法第７９５条第１項の株主総会の承認を得ずに本件分割を行う。

（競業避止義務）
第８条　ＨＰＣ及びＴＥＳは、本件分割に関し、会社法第２１条の規定が適用されないことを確認する。

（本契約の変更及び解除）
第９条　本契約締結日から効力発生日までの間に、本契約の定めに従った本件分割の実行の支障となりうる重大な事象が発生又は判明した場合（本契約締結時に既に判明していた事象について、本契約締結後に重大であることが判明した場合を含む。）には、ＨＰＣ及びＴＥＳは、速やかに誠実に協議し合意の上、本契約を変更又は解除することができるものとする。

（本契約の効力）
第１０条　本契約は、効力発生日の前日までに本件分割の実行のために必要な関係当局からの承認を得られない場合には、その効力を失う。

（協 議 解 決）
第１１条　本契約に定める事項のほか、本件分割に必要な事項については、本契約の趣旨に従い、ＨＰＣ及びＴＥＳにて誠意をもって協議の上、決定する。

以　上

本契約締結の証として本書２通を作成し、ＨＰＣ及びＴＥＳが記名押印の上、各１通を保有するものとする。

令和３年５月１７日

ＨＰＣ　東京都豊島区東池袋三丁目１番３号
株式会社日立プラントコンストラクション
取締役社長　稲田　康徳

ＴＥＳ　東京都中央区日本橋茅場町一丁目３番１号
株式会社東京エネシス
代表取締役社長　社長執行役員　熊谷　努

【別紙 イ】分割事業の定義（第２条関係）

１．火力発電関連事業の詳細

（１）本契約において「火力発電設備」とは、石炭火力発電所、ガスタービン発電所、コンバインドサイクル発電所、コジェネレーション発電所、バイオマス発電所、その他これに類似する発電所に設置される発電設備及び付帯設備の総称をいうものとする。
（２）本契約において「火力発電関連事業」とは、次の事業の総称をいうものとする。
イ　火力発電設備に係る土木工事、建築工事、機械設備設置工事、電気計装制御設備設置工事及び解体工事の施工
ロ　火力発電設備に係る機械設備及び電気計装制御設備の監視、試運転助勢、メンテナンス、改造、分解点検その他当該設備の予防保全
ハ　前各号に係る設計、開発、エンジアリング、調達、プロジェクトマネージメント
ニ　前各号に係る販売

２．対象事業

対象事業とは、次の事業の総称をいうものとする。
（１）ＨＰＣの火力・機電事業部における次の事業
イ　企画開発部　火力発電関連事業のうち、火力発電設備に係る販売及び各種共通業務（入出金管理、予算管理、資産管理その他これに類する業務をいう。）
ロ　火力機械部　火力発電関連事業のうち、火力発電設備に係る機械設備設置工事及び予防保全に関する見積り、計画取纏め、設計、工事及び管理業務
ハ　電気部　火力発電関連事業のうち、火力発電設備に係る電気計装制御設備設置工事及び予防保全に関する見積り、計画取纏め、設計、工事及び管理業務
ニ　徳山プロジェクト室　株式会社トクヤマ東発電所第３号火力発電設備の機械設備設置工事及び電気計装制御設備設置工事の建設推進
（２）ＨＰＣの技術統括本部施工技術部における次の事業
火力発電関連事業のうち、火力発電設備に係る吊揚・搬入設備の施工技術、仮設設備（仮設足場・架台等）の設計及び納入、並びに管理業務

【別紙 ロ】承継対象権利義務明細表（第３条関係）

効力発生日において、ＴＥＳがＨＰＣから承継する資産、債務、労働契約その他の権利義務は、下記のとおりとする。

１．不動産

（１）土地

千葉県市原市八幡海岸通２３８６－４（不動産番号：０４０８０００５２９９９９）

（２）建物

千葉県市原市八幡海岸通２３８６－４所在の以下の建物

項番	建物名称	不動産番号等	
		記号	番　　号
1	事務所	イ	０４０８０００５４６６５８
2	倉庫	ロ	０１Ｃ０００００１０６６

注：記号「イ」にあっては不動産番号を、「ロ」にあってはＨＰＣの棚卸番号を意味するものとする。

２．その他の承継する資産等

（１）棚卸資産

効力発生日前日における、ＨＰＣの分割事業のみに係る棚卸資産。

（２）固定資産

効力発生日前日において、ＨＰＣが所有する分割事業のみに係る機械器具、工具、器具、備品等固定資産。

（３）債権

効力発生日前日における、分割事業に係る売掛金等債権。ただし、法令上承継できないもの及び契約上移転できないもの（契約の相手方から必要な承諾を取得できない場合を含む。）を除く。

（４）債務

効力発生日前日における、分割事業に係る前受金等債務（偶発債務（隠れた保証を含む保証債務、及び製造物責任、不法行為等から生ずる債務等）を含む。）。ただし、法令上承継できないもの及び契約上移転できないもの（契約の相手方から必要な承諾を取得できない場合を含む。）を除く。

３．知的財産権

イ　効力発生日前日においてＨＰＣに帰属する、分割事業のみに係る資料、図面その他一切の著作物に係る著作権。ただし、法令上承継できないもの及び契約上移転できないもの（契約の相手方から必要な承諾を取得できない場合を含む。）を除く。

ロ　効力発生日前日において、ＨＰＣが有する分割事業のみに係るノウハウ及び営業秘密。

ハ　日本国に登録されている次の特許番号の特許権

特許第３９３７３０９号
特許第３８４９１３９号
特許第３７０３０９６号
特許第４００６６９７号
特許第５１６９５４９号
特許第４２８１０１２号
特許第５８０４６２６号
特許第５８８０８１０号
特許第６１５０２３６号
特許第６３０４６１４号
特許第６４３２８５４号
特許第６４７３９２２号
特許第６５５０５１１号
特許第５０５９３５７号
特許第５７４３２０５号
特許第６１７２６３２号
特許第６５７３９５２号
特許第６７３１６８５号
特許第６７５１２９８号
特許第６７７１２８９号
特許第６７８１３１４号
特許第６８２９６４８号

ニ　日本国に登録されている次の実用新案番号の実用新案権

実用新案登録第３１８１４７７号
実用新案登録第３２０８３２０号
実用新案登録第３２１４４３１号
実用新案登録第３２１９３７４号
実用新案登録第３２１９４７４号
実用新案登録第３２１２８０３号

ホ　日本国に出願されている次の特許を受ける権利

特願２０１９－１６３４５０

４．承継する契約の地位（労働契約を除く。）

（１）承継する契約の地位

以下の契約のうち、分割事業のみに係る契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。ただし、法令上承継できないもの、及び契約上移転できないもの（契約の相手方から必要な承諾を取得できない場合を含む。）を除く。

イ　工事の請負その他分割事業に係る営業取引に関する契約（本項第２号に規定する契約を除く。）

ロ　共同研究、研究委託、設計委託、製造委託、技術提携、技術供与、及び技術導入に関する契約

ハ　調査、管理、運送、寄託等の業務に関する業務委託、請負、委任、準委任及び寄託契約
ニ　不動産及び動産の賃貸借、使用貸借、リース及びレンタルに関する契約。ただし、別途ＨＰＣからＴＥＳに転貸借する不動産に係る賃貸借契約を除く。
ホ　出向及び労働者派遣に関する契約
ヘ　特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の知的財産権、並びにノウハウ及び営業秘密に関する実施許諾、使用許諾その他一切の契約
ト　コンピュータプログラムの使用許諾契約
チ　ＨＰＣからＴＥＳに承継される動産、有価証券等、知的財産権並びに債権及び債務に関する一切の契約
リ　イからチまでの契約のほか、分割事業に係る一切の契約

（２）承継されない契約の地位

イ　ＨＰＣとアンドリッツ株式会社の間の平成３０年１月３１日付市原バイオマス発電所向けバイオマスボイラー建設工事請負契約書に係る契約
ロ　株式会社日立製作所及び豊田通商株式会社のコンソーシアムとＭｉｄｄｌｅ Ｄｅｌｔａ Ｅｌｅｃｔｒｉｃｉｔｙ Ｐｒｏｄｕｃｔｉｏｎ Ｃｏ．及びＥｇｙｐｔｉａｎ Ｅｌｅｃｔｒｉｃｉｔｙ Ｈｏｌｄｉｎｇ Ｃｏｍｐａｎｙとの間の平成２４年７月２４日付「エジプト・バンハ発電所７５０ＭＷ コンバインドサイクル発電設備 機械ＢＯＰ（Ｂａｌａｎｃｅ ｏｆ Ｐｌａｎｔ）設計、納入、据付工事及び試運転」に係る契約
ハ　ＨＰＣ（契約締結時は株式会社日立プラントテクノロジー）と豊田通商株式会社との間の平成２４年７月１８日付業務協定書
ニ　ＨＰＣ（契約締結時は株式会社日立プラントテクノロジー）と豊田通商株式会社との間で入札用に締結された２０１１年１０月１９日付ＣＯＮＳＯＲＴＩＵＭ ＡＧＲＥＥＭＥＮＴ

５．労働契約上の地位

効力発生日において以下のＨＰＣの部署に所属し、かつ、ＨＰＣと労働契約を締結している従業員との労働契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。ただし、法令上承継できないものを除く。

（１）火力・機電事業部に属する次の部署。

イ　火力・機電事業部直属（ただし、同部直属の者のうち、分割事業にのみ従事する者として、別途ＴＥＳ及びＨＰＣにて合意した者に限る。）
ロ　企画開発部（ただし、第一グループに所属する者、及び同部直属の者のうち、分割事業にのみ従事する者として、別途ＴＥＳ及びＨＰＣにて合意した者に限る。）
ハ　火力機械部（ただし、タービン第二グループを除く。）
ニ　電気部（ただし、第一グループに所属する者、及び同部直属の者のうち、分割事業にのみ従事する者として、別途ＴＥＳ及びＨＰＣにて合意した者に限る。）
ホ　徳山プロジェクト室

（２）技術統括本部に属する次の部署。

施工技術部（だたし、合理化設計グループに所属する者、及び同部直属の者のうち、分割事業にのみ従事する者として、別途ＴＥＳ及びＨＰＣにて合意した者に限る。）

（３）経営戦略本部に属する次の者。

経営戦略部（ただし、同部所属の者のうち、分割事業にのみ従事する者として、別途ＴＥ

Ｓ及びＨＰＣにて合意した者に限る。）

６．許認可等

効力発生日において分割事業にのみ属する許可、認可、届出等のうち、法令上承継可能なもので、かつ、別途ＨＰＣ及びＴＥＳの間にて合意したもの。

【別紙 ハ】分割対価の調整

1．ＨＰＣは、効力発生日から４５日以内に、効力発生日の前日末時点における対象事業に係る貸借対照表（以下「クロージングＢＳ」という。）を、日本において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を適用し、これに従って作成されたＨＰＣの貸借対照表を基礎として、令和２年３月３１日時点の対象事業に係る貸借対照表（以下「基準ＢＳ」という。）の作成に用いられた方法と同一の方法で作成し、ＴＥＳに通知するものとする。

2．前項の規定に従い通知を受けた場合、ＴＥＳは、その内容を精査し、日本において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に照らして正当な異議がある場合は、前項の規定に従ったＨＰＣからの通知日から３０日以内にＨＰＣに通知するものとする。この場合、ＨＰＣ及びＴＥＳは、誠実に協議を行い、書面による合意をもって、本件分割効力発生日における対象事業に係るクロージングＢＳを確定させる。

3．前項の規定に従いＨＰＣがＴＥＳの異議を受領した日から３０日以内に、ＨＰＣとＴＥＳの間にて合意に至らない場合、ＨＰＣ及びＴＥＳは、協議の上、当該期間満了日の翌日から１０日以内に、国際的に認知された中立の監査法人を合意により選定し、ＴＥＳによる異議の内容のうち合意に達していない事項に限り、当該監査法人をして検討させ、当該監査法人の選定の日から３０日以内（ただし、当該監査法人が期間の延長を要請した場合には、合理的な範囲でＨＰＣ及びＴＥＳが合意した期間を延長するものとする。）に、当該監査法人をして、検討結果をＨＰＣ及びＴＥＳに対して提出させるものとする。

4．前項の場合において、前項の監査法人によるかかる検討結果は最終的、かつ、拘束力を有するものとし、当該検討結果に従ってクロージングＢＳは確定するものとする。なお、前項の監査法人の起用に伴い生じた費用は、ＨＰＣ及びＴＥＳが均等に負担するものとする。

5．前４項の規定に従い確定した効力発生日の前日末時点におけるクロージングＢＳに記載の純資産額（以下本別紙において「確定額」という。）が、基準ＢＳに記載の純資産額（以下本別紙において「基準額」という。）と異なる場合、ＨＰＣ及びＴＥＳは、その相違額に応じて、本件分割対価の額を調整するものとする。

6．ＨＰＣ及びＴＥＳは、前項の相違額（絶対値とする。）を次の各号の規定に従い精算するものとする。この場合、相違額の支払期日は、第２項の通知期間の満了日（同項の規定に従いＴＥＳからＨＰＣに異議があった場合は、第３項及び第４項に従い、ＨＰＣ及びＴＥＳの間において、クロージングＢＳの内容について合意に至った日とする。）から３０日以内の日とする。

（1）確定額が基準額を上回る場合、ＴＥＳは、相違額をＨＰＣに支払うものとする。

（2）確定額が基準額を下回る場合、ＨＰＣは、相違額をＴＥＳに支払うものとする。

7．ＨＰＣ及びＴＥＳのうち、前項の規定に従い相違額の支払義務を負う者は、相手方が指定する本邦内の金融機関の口座に振り込む方法により、支払うものとする。この場合において、振込手数料は、当該支払者の負担とする。

別紙２（分割会社の最終事業年度に係る計算書類等）

２０１９年度

第56期 事業報告及び計算書類

自　2019年　4月　1日

至　2020年　3月31日

東京都豊島区東池袋三丁目1番3号

株式会社　日立プラントコンストラクション

Ⅰ：事業報告（自 2019 年 4 月 1 日　至 2020 年 3 月 31 日）

1. 事業の概要

当事業年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善が続き、経済の好循環が更に進展する中で、内需を中心として緩やかな成長が続いています。しかしながら、消費税率の引上げ影響、新型コロナウイルスの感染拡大による企業活動への影響等、景気の先行きは依然として不透明な状況が続きます。

当社を取り巻く経営環境につきましては、原子力事業は、国内原子力発電所の再稼働の遅れ、火力事業は、世界的な温暖化への危機感から火力発電の縮減等、厳しい状況が続いております。

このような経営環境の下で、当社においては原価低減による案件収支改善および固定費削減等に取り組んで参りました。この結果、第 56 期の全社業績は、受注高 69,534 百万円（前事業年度比 90%）、売上高 60,571 百万円（前事業年度比 74%）、経常利益 5,457 百万円（前事業年度比 102%）、当期純利益 3,700 百万円（前事業年度比 99%）となりました。

なお、セグメント別は、次の通りであります。

１．１　電力プラント事業

受注高は、原子力プラント部門においては、中国電力(株)殿納島根原子力発電所 2 号機新規制基準対応工事、東京電力ホールディングス(株)殿納柏崎刈羽原子力発電所 7 号機新規制基準対応工事、北陸電力(株)殿納志賀原子力発電所 2 号機新規制基準対応工事、日本原燃(株)殿納再処理施設新規制基準工事などにより 49,310 百万円（前事業年度比 98%）となりました。また、火力プラント部門においては、中部電力(株)殿納武豊火力発電所タービン設備電気計装工事、東日本旅客鉄道(株)殿納川崎火力発電所 2 号複合発電設備点検修工事、市原バイオマス発電(株)殿納市原バイオマス発電所バイオマスボイラー建設工事などにより 10,997 百万円（前事業年度比 56%）となりました。

売上高は、原子力プラント部門においては、中国電力(株)殿納島根原子力発電所 2 号機新規制基準対応工事、東京電力ホールディングス(株)殿納柏崎刈羽原子力発電所 7 号機新規制基準対応工事、日本原燃(株)殿納再処理施設新規制基準工事、東京電力ホールディングス(株)殿納 1F-1 SFP 周辺東側ガレキ撤去業務委託現地工事などにより 39,711 百万円（前事業年度比 64%）となりました。また、火力プラント部門においては、市原バイオマス発電(株)殿納市原バイオマス発電所バイオマスボイラー建設工事、(株)トクヤマ殿納徳山製造所東発電所 3 号発電設備据付工事、東京電力フュエル&パワー(株)殿納富津火力発電所 2 号系列ガスタービン更新並びに同関連除却工事などにより 12,561 百万円（前事業年度比 121%）となりました。

１．２　機電・産業プラント事業

機電・産業プラント部門の受注高は、フィリピン運輸省殿納マニラ LRT Line-1 デポ機器納入据付工事、関西電力(株)殿納大河内発電所３号可変速揚水発電設備更新工事、中部電力(株)殿納飛騨変換所交直変換設備工事などにより 7,221 百万円（前事業年度比 147%）となりました。

売上高は、中部電力(株)殿納飛騨変換所交直変換設備工事、東京都水道局殿納三郷浄水場受変電設備整備工事、シンガポール陸運局殿納東西線ツアス車両基地向け車両検修機器設計製作納入などにより 6,401 百万円（前事業年度比 98%）となりました。

１．３　施工サポート事業

施工サポート部門の受注高は、日本原燃(株)殿納再処理施設新第一業者棟建設工事並びに新製品倉庫建設工事、昭和産業(株)殿納現地水切り並びに既設 PNU 撤去などにより 2,005 百万円（前事業年度比 80%）となりました。

売上高は、日本原燃(株)殿納再処理施設新第一業者棟建設工事並びに新製品倉庫建設工事、(株) JERA 殿納常陸那珂火力発電所ボイラ炉内吊下げ足場材リースなどにより 1,896 百万円（前事業年度比 73%）となりました。

１．４　対処すべき課題

今後の当社を取り巻く市場環境につきましては、電力・原子力のエネルギー情勢が大きく変化しており、中長期のエネルギー政策が依然不透明であることから、今後とも厳しい状況で推移するものと思われます。このような環境の下、原子力事業は、施工エンジニアリング機能を拡充した施工会社への変革による高収益事業体の実現に向けて取り組んで参ります。火力事業においては、競争力強化と高収益事業への集中に取り組んで参ります。機電・産業プラント事業においては、伸張分野への集中・シフトによる筋肉質な組織への変革に向けて取り組んで参ります。

当社は社会イノベーション事業を施工で支え、社会価値・環境価値・経済価値の向上に貢献していきます。また、当社には高い施工技術開発力、デジタル技術力、グローバルな事業実績も多くあります。今後も継続して成長に努めて参りますので、なお一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

以　上

2．部門別売上高

（単位：百万円、百万円未満切捨て表示）

部門別	2018年度（前事業年度）		2019年度（当事業年度）		前事業年度比(%)
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	
原子力プラント	62,317	76	39,711	65	64
火力プラント	10,349	13	12,561	21	121
機電プラント	6,501	8	6,401	11	98
施工サポート	2,585	3	1,896	3	73
合計	81,754	100	60,571	100	74

3．財産及び損益の状況

（単位：百万円、百万円未満切捨て表示）

項目	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度（当事業年度）
売上高	58,866	60,114	81,754	60,571
経常利益	1,305	2,302	5,374	5,457
当期純利益	767	1,533	3,756	3,700
1株当りの当期純利益(円)	6,393.42	12,554.76	29,207.98	28,773.01
総資産	58,230	60,188	50,976	46,506

4．主要な事業内容

・発電・変電プラント、送配電施設、産業プラント、交通関連施設の
　エンジニアリング・設計・施工・メンテナンス

・コンピュータソフトウェアの開発・納入

・建設支援サービス事業(仮設設備・機材・工具・ロジスティクス)

5．主要な支店・事業所（2020年3月31日現在）

本社
〒170-8630　東京都豊島区東池袋3-1-3　ﾜｰﾙﾄﾞｲﾝﾎﾟｰﾄﾏｰﾄﾋﾞﾙ7階

Hitachi Plant Construction, Ltd. Singapore Branch
No.1 Fusionopolis place #05-10 Galaxis Singapore 138522

日立分室
〒317-0073　茨城県日立市幸町2丁目1-48　(秋山ビル)

柏事業所
〒277-0872　千葉県柏市十余二水砂503-1

京葉事業所
〒290-0067　千葉県市原市八幡海岸通り2386-4

川崎事業所
〒210-0867　神奈川県川崎市川崎区扇町5-1（昭和電工㈱内）

水島事業所
〒712-8044　岡山県倉敷市東塚6-7-15

Hitachi Plant Construction Ltd. Johannesburg Office
Block 27, 3rd Floor, Woodlands Office Park, 20 Woodlands Drive, Woodmead,
Sandton, South Africa

6．使用人の状況　（2020年3月31日現在）

従業員数	前事業年度末比	平均年齢	平均勤続年数
1,138名	23名減	44.7歳	21.9年

7. 重要な親会社及び子会社の状況

(1)親会社の状況

当社の親会社は(株)日立製作所で、同社は当社の株式を128,601株(出資比率100%)保有しております。当社は親会社よりインフラ事業強化・拡大を目的とした、電力・交通・産業プラント事業において設計・施工・サービス分野の受注を委託され納入しております。

(2)子会社の状況

会社名 HPC VENEZUELA C.A.

出資比率 HPC VENEZUELA C.A.の株式を240,000株(出資比率100%)保有しております。

主要な事業内容

電力会社の発電設備の新規発電所及び、既存発電所の更新工事における主要電気・機械設備の据付工事

8．株式に関する事項（2020年3月31日現在）

発行可能株式総数	480，000株
発行済株式の総数	128，601株
当事業年度末の株主数	1名

9．会社役員に関する事項（2020年3月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 取締役社長	赤穂敏之	
常務取締役	稲田康徳	事業統括、経営戦略、建設支援事業 研究開発、施工エンジニアリング
常務取締役	佐藤真人	事業統括、経営戦略、火力・機電事業、営業統括
常務取締役	山田茂樹	人事総務、ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ、ＣＳＲ推進、ﾘｽｸ対策、経営戦略 輸出管理、安全、環境、監査
取締役	阿部茂樹	経営戦略 ＰＭＯ、品質保証、調達、情報管理
取締役	近野裕信	財務、経営戦略
取締役	佐々木浩	原子力事業、震災復興、施工エンジニアリング、 経営戦略、建設支援事業、研究開発
取締役	穴沢和美	日立ＧＥニュークリア・エナジー（株） 経営戦略本部長
取締役	伊藤博之	(株)日立製作所　産業・流通ビジネスユニット ソリューション＆サービス事業部 シニアプロジェクトマネージャ
取締役	阪田浩志	(株)日立製作所　電力・エネルギー業務統括本部 経営戦略本部　副本部長
監査役	高邦行	
監査役	菅野秀岳	(株)日立製作所　電力・エネルギー業務統括本部 エネルギー監査担当
監査役	曽根徹	(株)日立製作所　電力・エネルギー業務統括本部 ＣＨＲＯ

注1. 常務取締役 稲田康徳、取締役 阪田浩志、並びに監査役 菅野秀岳の各氏は、2019年3月27日の臨時株主総会において新たに選任され、同年4月1日付で就任いたしました。

注2. 常務取締役 江幡伸一、取締役 日高章隆、並びに監査役 関川智の各氏は、2019年3月31日付で退任いたしました。

注3. 取締役 穴沢和美、伊藤博之、阪田浩志、監査役 菅野秀岳、曽根徹の各氏はそれぞれ(株)日立製作所およびそのグループ会社における役職、経験により経営に関する豊富な知見を有しており、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

１０．会計監査人に関する事項

会計監査法人の名称　　ＥＹ新日本有限責任監査法人

会計監査人の報酬等の額および当該報酬等について監査役が同意した理由

① 会計監査人の報酬等の額　　１３百万円

② 当社監査役は、日本監査役会協会が公表する「会計監査人との連携に関する 実務指針」を踏まえ、監査計画説明書などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

１１．関連当事者との間の取引に関する事項

① 当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、(株)日立製作所および日立ＧＥニュークリア・エナジー(株)との取引に際しては、市場価格等を勘案して、公正かつ適正に取引条件を決定しています。

② 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての当社の取締役会の判断及びその理由

上記方針に沿って行われていることを確認し、当社の利益を害さないと判断しています。

１２．業務の適正を確保するための体制等（内部統制ｼｽﾃﾑ）の整備に関する事項

2014年4月1日の取締役会で、基本方針として業務の適正を確保するための体制等の整備について会社法に基づき決議しております。また、法令や経営環境の変化等により見直しの必要性が生じた場合は、取締役会の決議により改正するものとしております。なお、当該体制等の運用状況については期末に評価を行い、適切に運用されていることを確認しております。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役会を原則として月に１度開催し、当社及び当社グループの重要な職務執行に関し意思決定を行う。各取締役の職務の執行を監督する。

② 監査役は、日立プラントコンストラクション監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役会及びその他の重要な会議に出席し、取締役からその職務の執行状況を聴取する。

③ 取締役会の下に、取締役(常勤)、監査役(常勤)ならびに社長指名者で構成される経営会議を設置し、原則として月に２度開催する。経営会議では、取締役会で決定した基本方針に基づき、当社及び当社グループの経営にかかわる重要事項について、実質的な意思決定を行うとともに、経営全般について管理する。

(2) 取締役等の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役の職務の執行に関する情報・文書は、「文書保存規程」等関連規則に基づき保存及び管理をする。

② 上記の情報・文書については、監査役の要求があった場合、取締役は遅滞なく提出する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① コンプライアンス、情報セキュリティ、環境、災害、品質、輸出管理等にかかるリスクについては、それぞれの対応部門や各委員会が、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う体制をとる。

② 取締役会、経営会議において、取締役の業務執行状況の報告等を通じ、新たなリスクの発生可能性の把握に努めている。また、新たに生じたリスクへの対応のために、必要な場合は取締役社長から各関連部門に示達するとともに、遅滞なく対応責任者となる取締役を定める。

③ リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合には、取締役は遅滞なく監査役に報告する。

(4) 取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

次に記載する内容の経営管理システムを用いて、取締役の職務遂行の効率性を確保する。

① 取締役による意思決定

当社又は当社グループ全体に影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を経て慎重に決定するため、経営会議にて審議を行う。経営会議は、取締役社長が招集し、個別の重要事項に関する審議のほか、事業年度の事業計画を審議する。ただし、取締役会決議が必要な事項については、原則として経営会議で事前に審議の上、取締役会に上程する。

② 予算・業績管理

事業部門及び当社グループ会社は、当社グループの経営方針に基づき、計画的かつ効率的に事業を運営するため、事業戦略、実行施策及び財務数値の目標値を中期経営計画及び年度予算として策定し、これらに基づいた業績管理を行う。

③ 内部監査

業務運営の状況を把握し、その改善を図るため、主として内部監査部門による監査を実施する。

④ 財務報告の信頼性の確保

財務報告へ反映されるべき事項全般につき文書化された業務プロセスの着実な実行と検証を行う。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人の職務の執行に関し法令の遵守を基本とする行動指針等を定め、コンプライアンス、情報セキュリティ、環境、災害、品質、輸出管理等にかかるリスクについては、それぞれの対応部門や各委員会が、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うとともに、内部監査部門が職務の執行状況を監査する体制をとる。

(6) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 基本方針の共有

当社は「企業行動基準」を定め、日立グループの一員として価値観を共有するとともに、当社グループ会社を含めた企業が果たすべき社会的責任についての理解を共有する。

② 会社規則

当社及び当社グループ会社は、事業活動に関し、コンプライアンス、情報セキュリティ、環境管理、品質管理、輸出管理、反社会的取引防止等の法令の遵守を基本とする方針及び管理規則を定める。

③ 効率性・コンプライアンスの確保

・内部監査に関する規則を定め、当社及び当社グループ会社の各部門を定期的に監査する体制を構築する。
・当社から当社グループ会社に取締役及び監査役を派遣する。
・当社及び当社グループ会社の従業員が、当社担当部門又は社外弁護士に通報できる「コンプライアンス内部通報制度」を設置する。
・当社グループ会社において、当社における法令遵守教育に準じた教育を実施する。
・当社及び当社グループ会社は、財務報告へ反映されるべき事項全般につき文書化された業務プロセスの着実な実行と検証を各社の監査役等により実施する。
・経理、財務、法務、人事、総務等のコーポレートに関する業務及び研究開発に関する業務等について、当社グループ会社からの相談に対応できる窓口を設置し、当社グループとして適正かつ効率的な業務を行う体制を構築する。
・当社グループ会社に係わる業務上の重要事項について、当社経営会議の審議対象とするほか、予算制度を通じて当社グループ会社は業績、経営施策等業務の状況を当社に報告する。

④ 日立グループ会社間の適正取引の確保

当社及び当社グループ会社は、日立グループ内の取引を市価を基準として公正に行うことを方針とする。

⑤ 上記の他、当社グループ会社の業務の適正を確保するため、当社における体制を基本として、当社グループ会社に対してその規模等に応じた体制の整備を行わせる。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の監査活動を補助するスタッフとして監査役付を選任し、監査の実効性を高め、監査活動が円滑に遂行できる体制をとる。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 監査役付は、監査役の命令に関しては、取締役・他の使用人等の指揮命令を受けない。

② 監査役は、監査役付の人事異動については事前に報告を受け、必要な場合は、理由を付して変更を人事管掌の取締役に申し入れることができる。また、監査役付を懲戒に処する場合には、人事管掌の取締役は予め監査役の承認を得るものとする。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

次により監査役への報告に関する体制をとる。

① 内部監査部門が実施した監査の結果について、内部監査部門より遅滞なく監査役に報告する。

② コンプライアンス内部通報制度による通報の状況について、コンプライアンス担当部門より遅滞なく監査役に報告する。

③ 上記通報制度による通報者について、通報したことを理由として不利益な取扱いをしない旨会社規則に定め、コンプライアンス担当部門はその運用を徹底する。

④ その他監査役が報告を必要と認めた事項について、取締役又は使用人が適宜報告する。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

次により監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制をとる。

① 監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役及び内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、使用人等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所等の業務及び財産の状況を調査する。

② 内部統制システム整備の基本方針の遵守状況及び内部統制システムの整備状況について、取締役及び使用人から報告を聴取し、監視及び検証する。

③ 監査役の職務の執行について生ずる費用の支払いその他の事務は監査役協議会(監査役付)が担当し、監査役の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、遅滞なく当該費用又は債務を処理する。

〔業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要〕

当事業年度における運用状況の概要は、次のとおりです。

① 体制の運用状況の概要

・当社は、上記に掲げた内部統制システムの施策に従い、その基本方針に基づき具体的な取組みを行うとともに、内部統制システムの運用状況について重要な不備がないかモニタリングを常時行っております。

また、管理部門、内部監査部門が中心となり、当社各部門に対して、内部統制システムの重要性とコンプライアンスに対する意識づけを行い、当社全体を統括、推進させております。

・当事業年度においては、取締役会を１２回開催し、重要事項につき審議・決定しております。また、書面決議は１回実施しております。

・取締役の業務執行の目標を明確にするため中期計画（2019年4月1日～2021年3月31日）及び年度予算を策定しております。

② 法令遵守に係る取組み

コンプライアンス、情報セキュリティ、環境、災害、品質、輸出管理、反社会的取引防止等のリスクについて、法令等の遵守を図るため対応部門・各委員会等は以下の運用・活動を推進しております。

No.	項目	対応部門等	活動内容
1	ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ	ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ・CSR室 ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ委員会	・ ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ委員会の開催（2回） ・ ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽに関する社内教育の実施（延べ 267名受講） ・ 現地コンプライアンス教育(HGNE合同)(10サイト、759名受講) ・ 取引先審査(反社、贈収賄、競争法の観点で230社審査)
2	情報ｾｷｭﾘﾃｨ	情報管理部 情報ｾｷｭﾘﾃｨ委員会	・ 情報ｾｷｭﾘﾃｨ委員会の開催(3回) ・ 情報ｾｷｭﾘﾃｨ事故(7件)に対する適切な対応 ・ 情報ｾｷｭﾘﾃｨに関する社内通達（22件）の掲載 ・ 情報ｾｷｭﾘﾃｨに関する社内教育の実施（3講座）
3	環　境	安全衛生・環境部 環境活動委員会	・ 環境活動委員会の開催（4回） ・ 作業所環境ﾊﾟﾄﾛｰﾙの実施及び順法指導（12回） ・ 環境内部監査(6部署)、ISO14001外部審査対応(本社、柏、川間)
4	災　害	安全衛生・環境部 安全衛生常任委員会	・ 安全衛生会議の開催（12回） ・ 安全衛生常任委員会の開催（12回） ・ 各種安全パトロールによる注意喚起（69回）
5	品　質	品質保証部 品質管理委員会	・ 全社品質会議の開催（2回） ・ QA推進会議、連絡会議の開催（17回） ・ 規格、規準の制定、見直し、改定（180件） ・ 品質ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ監査（本社:23部署,現地:6作業所）
6	輸出管理	輸出管理室 安全保障輸出管理委員会	・ 安全保障輸出管理委員会の開催（1回） ・ 自己監査 ・ 輸出管理に関する社内教育の実施（講演会、eﾗｰﾆﾝｸﾞ他）
7	反社会的取引防止	ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ・CSR室 総務部 自己検証委員会	・ 自己検証委員会の開催（1回） ・ 関連団体（特防連、特防協）への参画（4回） ・ 反社教育の実施（事業所等：11ヶ所、研修：8回）
8	内部統制	監査室 Ｊ－ＳＯＸ委員会	・ 内部統制有効性評価の実施（3回） ・ Ｊ－ＳＯＸ委員会の開催（3回） ・ 内部統制に関する勉強会の実施（2回）
9	建設業法	総務部 建設業法委員会	・ 建設業法委員会通達を発出（１回） ・ 建設業取引適正化月間の周知活動等 ・ 工事長育成・新入社員教育の実施（9回/年）

Ⅱ：計 算 書 類

（1）貸 借 対 照 表

（2020年3月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**42,694**	**流動負債**	**29,219**
現金預金	174	電子記録債務	7,448
電子記録債権	1,107	工事未払金	7,476
完成工事未収入金	26,021	未払金	1,296
商品	11	未払費用	565
未成工事支出金	9,452	未払法人税等	281
材料貯蔵品	122	未成工事受入金	10,458
前払費用	118	前受収益	9
未収入金	645	賞与引当金	1,394
預け金	184	完成工事補償引当金	12
関係会社預け金	4,774	受注損失引当金	7
その他	97	その他	269
貸倒引当金	△15	**固定負債**	**1,609**
固定資産	**3,812**	退職給付引当金	1,523
有形固定資産	**1,984**	その他	86
建物・構築物	975	**負債合計**	**30,829**
機械・運搬具	341	**純資産の部**	
工具器具・備品	93	**株主資本**	**15,677**
土地	571	**資本金**	**3,000**
リース資産	1	**資本剰余金**	**4,013**
無形固定資産	**164**	その他資本剰余金	4,013
ソフトウエア	162	**利益剰余金**	**8,663**
施設利用権	1	利益準備金	750
投資その他の資産	**1,663**	その他利益剰余金	7,913
投資有価証券	52	任意積立金	1,758
関係会社株式	1	繰越利益剰余金	6,155
差入敷金保証金	412	**評価・換算差額等**	**－**
繰延税金資産	1,171	その他有価証券評価差額金	－
その他	26	**純資産合計**	**15,677**
貸倒引当金	△0		
資産合計	**46,506**	**負債・純資産合計**	**46,506**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

（2）損　益　計　算　書

（自2019年4月1日　至2020年3月31日）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	
完成工事高		60,571
完成工事原価		52,031
完成工事総利益		8,539
販売費及び一般管理費		3,119
営業利益		5,419
営業外収益		
受取利息及び配当金	9	
固定資産売却益	0	
その他	100	109
営業外費用		
支払利息	0	
固定資産除却損	6	
その他	65	71
経常利益		5,457
特別利益	－	－
特別損失	－	－
税引前当期純利益		5,457
法人税、住民税及び事業税	1,556	
法人税等調整額	201	1,757
当期純利益		3,700

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(3) 株主資本等変動計算書

（自2019年4月1日　至2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金合計	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金						
					任意積立金	繰越利益剰余金					
当期首残高	3,000	4,013	4,013	617	1,758	6,521	8,897	15,911	21	21	15,932
当期変動額											
剰余金の配当						△ 3,934	△ 3,934	△ 3,934			△ 3,934
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立				132		△ 132	－	－			－
当期純利益						3,700	3,700	3,700			3,700
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									△ 21	△ 21	△ 21
当期変動額合計				132	－	△ 366	△ 234	△ 234	△ 21	△ 21	△ 255
当期末残高	3,000	4,013	4,013	750	1,758	6,155	8,663	15,677	－	－	15,677

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

【個別注記表】

1.重要な会計方針に係る事項に関する注記

1-1. 資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式・・・・・・・・・・・・・　移動平均法による原価法により評価

その他有価証券

時価のあるもの・・・・・・・・・　期末日の市場価格等に基づく時価法により評価（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの・・・・・・・・・　移動平均法による原価法により評価

（2）棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・・・・・・・・・・・・・・・　個別法に基づく原価法

未成工事支出金・・・・・・・・・　個別法に基づく原価法

材料貯蔵品・・・・・・・・・・・　移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

1-2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

（3）リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

1-3. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、下記の方法により計上しております。

一般債権・・・・・・・・・・・・・・・・・・貸倒実績率法

貸倒懸念債権及び破産更生債権等・・・・・財務内容評価法

（2）賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上をしております。

（3）完成工事補償引当金

引渡しを完了した工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、将来の補償見込額を過去の実績に基づき計上しております。

（4）受注損失引当金

受注案件の損失に備えるため、手持案件のうち損失の発生の可能性が高くかつ、その金額を合理的に見積もることができる案件について、当該見積額を計上しております。

（5）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額の期間帰属方法は、給付算定式基準を採用しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（12年～15年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間（10年～17年）による定額法により、発生の翌期から費用処理しております。

1－4．収益及び費用の計上基準

（1）工事契約に係る収益の計上基準

当期末までの進捗部分についての成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、工事進行基準を適用する工事の当期末における進捗度の見積りは、原価比例法によっております。

1－5．その他の注記

（1）消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（2）連結納税制度の適用

(株)日立製作所を連結納税親法人とする連結納税子法人として連結納税制度を適用しております。

（3）連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(2020年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

2．貸借対照表に関する注記

（1）資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額　　3，３８６百万円

（2）関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権　　3，２５９百万円

短期金銭債務　　1，４６３百万円

3．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高　　5，５４４百万円

仕入高　　５１２百万円

営業取引以外の取引による取引高　　３百万円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

（1）当期末日における発行済株式の数

発行済株式総数　　１２８，６０１株

（2）剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

決　議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年6月25日　定時株主総会	普通株式	2,629百万円	20,445円40銭	2019年3月31日	2019年6月26日
2020年3月27日　臨時株主総会	普通株式	1,305百万円	10,147円66銭	-	2020年3月31日

基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決　議　予　定	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年6月23日　定時株主総会	普通株式	3,700百万円	利益剰余金	28,772円71銭	2020年3月31日	2020年6月24日

５．税効果会計に関する注記

（１）繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、退職給付引当金であります。
貸借対照表に計上している繰延税金資産は、評価性引当額を控除しております。

６．金融商品に関する注記

（１）金融商品の状況に関する事項

当社は資金運用及び調達については、日立グループ・プーリング制度を利用する方針としており、期末の預金は小口の支払いに備えるためのものであり、短期的な預金等で運用しております。

完成工事未収入金に係る顧客の信用リスクは、契約事務基準に従ってリスク低減を図っております。工事未払金はそのほとんどが、１年以内の支払期日であります。

（２）金融商品の時価等に関する事項

２０２０年３月３１日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

（単位：百万円、百万円未満切捨て表示）

	貸借対照表計上額 ※	時価 ※	差額
（１）現金預金	174	174	－
（２）受取手形・電子記録債権・完成工事未収入金	27,128	27,128	－
（３）未収入金	645	645	－
（４）関係会社預け金	4,774	4,774	－
資産　計	32,722	32,722	－
（５）電子記録債務・工事未払金	(14,924)	(14,924)	－
（６）未払金	(1,296)	(1,296)	－
負債　計	(16,221)	(16,221)	－

※ 負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

（注１）　金融商品の時価の算定方法に関する事項

（１）現金預金、受取手形・電子記録債権・完成工事未収入金、未収入金、関係会社預け金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（２）電子記録債務・工事未払金、未払金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）　非上場株式(貸借対照表計上額　５２百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、表示しておりません。

７．関連当事者との取引に関する注記

（１）親会社

（単位：百万円、百万円未満切捨て表示）

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関連	取引の内容	取引金額（注２）	科目	期末残高（注２）
親会社	㈱日立製作所	100%	・主要販売先 ・役員の兼任	建設工事の請負（注１）	5,544	電子記録債権及び完成工事未収入金	3,238
					－	未成工事受入金	185
				ﾌﾟｰﾘﾝｸﾞ預入	-3,975	関係会社預け金	4,774
				利息の受取（注３）	3		
				連結法人税の個別帰属額	－	未払金	1,147
				日立ﾌﾞﾗﾝﾄﾞ価値使用料（注１）	228	未払費用	188

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１） 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

（注２） 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

（注３） 資金の預入は、当社と(株)日立製作所の間で基本契約を締結しているものであります。資金の融通は日々行われており、取引金額は、前期末時点との差引き金額を表しております。利息については、市場金利を勘案して決定しております。

（２）兄弟会社

（単位：百万円、百万円未満切捨て表示）

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関連	取引の内容	取引金額（注２）	科目	期末残高（注２）
親会社の子会社	日立GEﾆｭｰｸﾘｱ・ｴﾅｼﾞｰ㈱	なし	主要販売先	建設工事の請負（注１）	33,237	完成工事未収入金	16,353
					－	未成工事受入金	7,708

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１） 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

（注２） 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

８．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　　１２１，９０４円４４銭

１株当たり当期純利益　　２８，７７３円０１銭

Ⅲ：附属明細書（計算書類関係）

（1）有形固定資産及び無形固定資産の明細

（単位:百万円）

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額
有形固定資産	建物・構築物	931	113	0	69	975	604
	機械・運搬具	346	146	0	150	341	2,142
	工具器具・備品	125	22	1	52	93	627
	土　地	571	－	－		571	
	リース資産	3	－	－	1	1	11
	建設仮勘定	33	61	95		－	
	合　計	2,011	344	97	274	1,984	3,386
無形固定資産	ソフトウエア	46	139	0	23	162	
	施設利用権	6	－	4	－	1	
	ソフトウエア仮勘定	6	9	16		－	
	合　計	59	149	20	23	164	

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

（2）引当金の明細

（単位:百万円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	16	15	16	15
完成工事補償引当金	8	12	8	12
受注損失引当金	588	7	588	7
賞与引当金	1,439	1,394	1,439	1,394
退職給付引当金	1,498	528	503	1,523

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

（３）販売費及び一般管理費の明細

（単位：百万円）

費目	金額	備考
販売手数料	62	
役員報酬	140	
従業員給料手当	905	
賞与	353	
退職給付費用	88	
社会保険料	198	
租税課金	222	
旅費交通費	71	
賃借料	174	
保険料	51	
研究費	136	
雑費	118	
外注費	86	
ﾌﾟﾗﾝﾄ使用料	228	
委託業務費	81	
減価償却費	52	
その他	145	
合計	3,119	

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

２０２０年6月5日

株式会社日立プラントコンストラクション

取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鳥藤章太郎

監査意見

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社日立プラントコンストラクションの２０１９年４月１日から２０２０年３月３１日までの第５６期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。